



鳥取県公報

平成17年9月6日(火)
第7718号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	児童福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (669) (西部総合事務所福祉保健局) 1
	身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (670) (") 1
	知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の指定 (671) (") 2
	悪臭防止法による規制地域の変更 (672) (環境政策課) 2
	出納長の権限に属する事務の一部の委任 (673) (会計管理室) 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (674) (") 3
選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等 (60) 3
公 告	砂利採取業務主任者試験の実施 (治山砂防課) 4
調達公告	一般競争入札の実施 (税務課) 5
	公募型指名競争入札の実施 (管理課) 8
	一般競争入札の実施 (出納室) 9

告 示

鳥取県告示第669号

児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第21条の10第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第21条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所 の所在地	児童居宅生活支援 事業を行う事業所 の名称	児童居宅生活支援 事業を行う事業所 の所在地	児童居宅支援 の種類	指定年月日
有限会社すみれ会	米子市西福原 九丁目6-20	ケアステーション すみれ会	米子市西福原九丁 目6-20	居宅介護	平成17年9月5日

鳥取県告示第670号

身体障害者福祉法 (昭和24年法律第283号) 第17条の4第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第17条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	身体障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	身体障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社すみれ会	米子市西福原九丁目6-20	ケアステーションすみれ会	米子市西福原九丁目6-20	居宅介護	平成17年9月5日

鳥取県告示第671号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を指定したので、同法第15条の23の規定により次のとおり告示する。

平成17年9月6日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

名 称	主たる事務所の所在地	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の名称	知的障害者居宅生活支援事業を行う事業所の所在地	知的障害者居宅支援の種類	指定年月日
有限会社すみれ会	米子市西福原九丁目6-20	ケアステーションすみれ会	米子市西福原九丁目6-20	居宅介護	平成17年9月5日

鳥取県告示第672号

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第3条の規程に基づく規制地域を次のとおり変更したので、同法第6条の規定により告示する。

平成17年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

（「次のとおり」は、省略し、変更後の規制地域を示す図面を鳥取県生活環境部環境政策課及び鳥取市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

鳥取県告示第673号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成17年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委任させた事務

「郷土が生んだ現代彫刻の異才・辻晉堂」報告書代の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県企画部地域自立戦略課

企画員 高橋 浩毅

企画員 前田 透

企画員 長岡 孝

主任 東田 有紀

主 事 大野木 裕子

3 委任期間

平成17年9月10日から同月13日まで

鳥取県告示第674号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成17年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
10	鳥取県職員労働組合中部総合事務所福祉保健局分会	名称	鳥取県職員労働組合中部健康福祉センター分会	鳥取県職員労働組合中部総合事務所福祉保健局分会	平成15年7月1日
423	鳥取県職員労働組合東部福祉保健局分会	名称	鳥取県職員労働組合東部健康福祉センター分会	鳥取県職員労働組合東部福祉保健局分会	〃

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第60号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数50分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区（市町村の合併に伴う鳥取県議会議員の選挙区の特例に関する条例（平成16年鳥取県条例第57号）の規定によりなお従前の選挙区によるものとされる当該従前の選挙区を含む。）における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第5項、第76条第4号、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成17年9月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,880

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 148,996

鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	39,628
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	37,600
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,095
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	10,057
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,009
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13,432
気高郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	6,021
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	18,150
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,047
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	5,624

公 告

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成17年度の砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成17年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時及び場所

- 試験の日時 平成17年11月11日（金）午前10時から
- 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂

2 試験科目及び試験時間

試 験 科 目	試 験 時 間
ア 砂利の採取に関する法令 イ 砂利の採取に関する技術的な事項 （基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）	2 時間

3 受験申込手続

受験願書（写真（縦4センチメートル×横3センチメートルのカラー写真（コピーは不可とする。）とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの）を貼り付けたもの）を平成17年9月13日（火）から同年10月11日（火）までの間に住所地を管轄する地方県土整備局又は総合事務所県土整備局に提出すること。

なお、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出する場合は、平成17年10月11日（火）までの消印又は信書便の役務のうち消印に準ずるもののあるものに限り受け付ける。また、受験願書は、各地方県土整備局及び各総合事務所県土整備局に備え付けてある所定の用紙を使用しなければならない。

4 受験手数料及びその納付方法

- 受験手数料 7,600円
- 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定の欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

5 その他

- (1) 受験願書を提出した者には、受験票を交付する。
- (2) 受験についての詳細は、各地方県土整備局又は各総合事務所の県土整備局に問い合わせること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

鳥取県県税徴収金収納事務委託

取扱見込件数 30,000件

(2) 業務の仕様

鳥取県県税徴収金収納事務委託に関する基本仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約の日から平成18年9月30日まで

(4) 入札方法

入札書に記載する金額は、収納1件当たりの単価（収納事務に要する経費のうち基本料金（コンビニエンスストア1本部当たり必要な定額料金）を含む。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格のうち、役務に係るものを有していること。
なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって当該資格を有していないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年9月26日（月）午後5時までに鳥取県出納局出納室に提出すること。
- (3) 平成17年9月6日（火）から同年10月13日（木）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県税条例施行規則（昭和35年鳥取県規則第40号）第4条の3各号に定める要件をすべて満たしていること。
- (5) 仕様書に沿って、本件業務を確実に履行できること。

(6) 平成17年9月6日(火)から同年10月13日(木)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県総務部税務課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課企画係

電話 0857 - 26 - 7052

ファクシミリ 0857 - 26 - 7087

メールアドレス zeimu@pref.tottori.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

(1)の場所で、平成17年9月7日(水)から同月14日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の問合せ先へ電話又はファクシミリにより申出ること。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年10月13日(木)午後2時(ただし、郵便による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取市東町一丁目220

鳥取県庁第1会議室(鳥取県庁本庁舎地階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出物」という。)を次により提出しなければならない。

なお、事前提出物に関し、3の契約担当部局から説明又は記載事項を証明する資料等の提出を求められた場合は、これに応じなければならない。

ア 提出期限

平成17年9月28日(水)

イ 提出場所

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部税務課(鳥取県庁本庁舎5階)

ウ 提出方法

(ア) 事前提出物を持参する場合は、(1)の提出期限までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 事前提出物を郵送により提出する場合は、(1)の提出期限の日の午後5時(必着)までに書留郵便で送付すること。

エ 事前提出物

(ア) 2の(1)、(5)及び(6)の要件を満たすことを証明する書類

(イ) 収納金の保全(倒産リスク)対策に関する書類

(ウ) 普通地方公共団体の公金、電気料金、ガス料金、電信電話料金等の収納の事務の受託実績に関する書類

(エ) 直近の決算期分の財務諸表（貸借対照表及び損益計算書）

オ その他

(ア) 事前提出物その他関係資料等の提出に係る経費は入札者の負担とし、提出された書類は返却しない。

(イ) 事前提出物を提出した後に、2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、その旨を3の契約担当部局に速やかに申し出ること。

(ウ) 入札参加要件に係る審査結果は、文書で通知する。

ただし、この通知の日から入札の日までの間に2の競争入札参加資格のいずれかの要件を満たさなくなった場合には、入札に参加することはできない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(4)で定める金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(4)で定める金額に1の(1)の取扱見込件数を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をしたものを落札者とするところがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成17年9月定例会において本件業務に係る予算が可決されなかったときは、この入札を行わないこととする。

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成17年鳥取県告示第362号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等）について、以下「一般的事項等告示」という。）に定める事項を承知の上、応募すること。

平成17年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

発注工事	工事名	国道180号高尾工区法面工事（補助交安）		
	工事場所	日野郡日野町高尾		
	工事の内容並びに構造及び規模	施工延長 L = 97.1メートル 幅員 W = 6.0 (8.8) メートル 法面保護工 現場吹付法枠 (B 300×2,000×2,000) 1,341平方メートル 鉄筋挿入 (L = 2.0~4.0メートル) 270本 排水構造物 小段排水工 L = 127.4メートル 縦排水 L = 53メートル		
	工期	着工日から平成18年3月15日まで		
	発注工種	法面一般		
	予定価格	68,679,450円（消費税及び地方消費税の額を含む。）		
	発注機関	鳥取県日野総合事務所県土整備局		
	入札参加者の条件	会社要件	単独・共同企業体の別	単独
本店所在地			-	
建設業許可			とび・土工工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可	
入札参加資格（格付）			法面一般	
総合点数			-	
総合評定値(P)			-	
同種工事実績		180本以上の鉄筋挿入工（平成8年度以降に工事が完成し、引渡しの完了しているものに限る。以下「同種工事」という。）を元請として施工した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については代表者としてのものに限る。		
設計業務の受託者		野口技研有限会社	住 所	鳥取県西伯郡伯耆町大原414 - 1
			電 話	0859 - 68 - 4358
技術者要件		配置技術者の専任の要否	専任を要する。	
	配置技術者の資格	監理技術者にあつては、とび・土工工事業に係る監理技術者資格を有する1級土木施工管理技士であること。 主任技術者にあつては、1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士であること。		
	施工管理実績	-		
	現場代理人としての実績の認否	-		
	特定技術者の資格	1級土木施工管理技士		
応募方法	提出場所及び様式の交付場所	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設総務課	住 所	日野郡日野町根雨140 - 1
			電 話	0859 - 72 - 2042
	応募期間	平成17年9月6日（火）から同月13日（火） 午後4時まで		
	応募書類	一般的事項等告示様式第1号、様式第2号、様式第4号及び様式第5号。ただし、様式第5号については、増員基準価格未滿の応札となる可能性のある場合に提出すること。		
	持参書類	-		
	提出部数	1部		
	郵送等の可否	不可（電子入札システムにより必要事項を入力し、送信すること。）		
入札方法	発注方式	公募型指名競争入札		
	指名業者数	入札参加者の条件を満たしている者は、すべて指名する。		
	入札方式	電子入札		
	適用される制度	調査基準価格、配置技術者の増員、保証金の引上げ等		
支払条件		単年度		
工事関係図書の閲覧場所	鳥取県日野総合事務所閲覧室	住 所	日野郡日野町根雨140 - 1	
		電 話	0859 - 72 - 2042	
問い合わせ先	事務手続	鳥取県日野総合事務所県土整備局建設	住 所	日野郡日野町根雨140 - 1

	総務課	電 話	0859 - 72 - 2042
技術的事項	鳥取県日野総合事務所県土整備局道路整備課	住 所	日野郡日野町根雨140 - 1
		電 話	0859 - 72 - 2061
備 考			

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年9月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

第5書庫集密書架 一式

(2) 調達物品の仕様

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成18年2月3日（金）

(4) 納入場所

鳥取市尚徳町101 鳥取県立図書館

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成16年鳥取県告示第998号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が事務用調度品又は家具に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年9月27日（火）午後5時までに4の（1）の場所に提出すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年9月6日（火）から同年10月25日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年9月16日(金)午後2時

鳥取県立図書館大研修室(鳥取県立図書館2階)

(4) 郵送等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年10月25日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県出納局出納室入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年10月5日(水)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : High density bookshelves for Tottori Prefectural Library (the fifth installation at the library) , 1 set
- (2) October 5, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) October 25, 2005 2 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders
October 25, 2005 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori
Prefectural Government 1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan
TEL : 0857 - 26 - 7432

